

報告第 1 1 号

専決処分した事件の承認について

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 5 年 6 月 7 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第 1 1 号

専決処分書

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成 2 5 年 3 月 3 1 日専決

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 18 号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成 17 年亀山市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「、第 5 項、第 14 項、第 18 項から第 26 項まで、第 28 項、第 30 項、第 32 項若しくは第 36 項」を「、第 12 項、第 16 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項若しくは第 38 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 25 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 24 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 号）附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 12 項の規定の適用については、同項中「、第 37 項若しくは第 38 項」とあるのは、「若しくは第 37 項」とする。